

第2期国民健康保険特定健康診査等実施計画の策定について

国保年金課

1 目的

特定健康診査及び特定保健指導の実施にあたって、保険者は、国の定める「特定健康診査等基本指針」に即して、5年ごとに5年を1期とし「特定健康診査等実施計画」を策定することが定められている。

現行計画が、平成24年度をもって終了するため、平成25年度を初年度とする5年間の計画を策定するもの。

2 計画の内容

- (1) 特定健康診査及び特定保健指導の具体的な実施方法に関する事項
- (2) 特定健康診査及び特定保健指導の実施及びその成果に関する具体的な目標
- (3) 特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施のために必要な事項

3 計画策定の方法

被保険者及び医療、福祉、保険関係者等の委員からなる策定委員会を設置し、区民や専門家等の意見を踏まえて計画を策定する。

(1) 策定委員会委員の構成

①被保険者

ア 公募区民（特定健康診査を1回以上受診した者） 3人以内

イ 自治町会連合会に推薦依頼 6人以内

②区内医療関係者（医師会、歯科医師会、薬剤師会に推薦依頼） 4人以内

③区内福祉、保険関係者（社会福祉協議会、介護サービス事業者協議会、社会保険労務士会に推薦依頼） 3人以内

④学識経験者（葛飾弁護士倶楽部に推薦依頼） 1人以内

⑤区職員（福祉部長、保健所長） 2人以内

(2) 策定委員会の開催 3～4回程度

4 今後のスケジュール（予定）

平成24年	6月下旬	公募区民の募集、各団体等への委員推薦依頼
	8月～11月	策定委員会の開催
	12月	計画案を保健福祉委員会に報告
平成25年	2月	計画を国民健康保険運営協議会に報告
		計画を保健福祉委員会に報告